



日韓会談中断期、対韓請求権主張撤回をめぐる日本政府の政策決定過程：初期対韓政策の変容と連続、1953-57年

金, 恩貞

(Citation)

神戸法學雑誌, 64(3/4):1-47

(Issue Date)

2015-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81009116>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009116>



神戸法学雑誌第六十四卷第三・四号二〇一五年三月

日韓会談中断期、対韓請求権主張撤回を めぐる日本政府の政策決定過程 ——初期対韓政策の変容と連続、1953-57年——

金 恩 貞

はじめに

戦後における公式的な日韓関係の出発は日韓国交正常化以降である。日韓国交正常化交渉（以下、日韓会談）は、1951年10月に予備会談が開始され65年6月に妥結した。日韓会談が決裂と再開を繰り返し、妥結まで約14年間の歳月を費やした険しい道のりであったことはよく知られている。中でも、53年10月に第3次会談が決裂してから、58年4月に第4次会談として会談が再開されるまでの約4年半に及ぶ会談中断期は、日韓会談が難航していたことを端的に示している。

この長い会談中断期を招いた直接的契機となったのは、1953年10月15日の第3次会談請求権委員会における「久保田発言」であった。同発言の本質は、日本が旧朝鮮統治およびその時代に形成された日本財産に対する権利主張（以下、対韓請求権主張）を正当化したことにあった。第1次会談より展開された日本の主張をめぐる日韓間攻防は、「久保田発言」を引き金とし、ついに長い会談中断期を招いたのである。

会談中断期に関する従来の議論を顧みると、一次史料が十分確保できなかつ

た時期の研究においては、会談決裂の主因とされる「久保田発言」の経緯と、中断期における日韓間の感情的対立を概説し、日本の歴史認識を批判する論調が多い。そして、米国の圧力や岸信介首相の政治的力量により、日本が「対韓請求権」主張を撤回し中断期が終焉したというのが通説となっている。要するに、政治家の対韓認識や政治的決断、そして米国の圧力が日本の対韓政策決定過程において大きく影響したという見方である。

特に、李元徳（1996：90-99）は、岸が藤山愛一郎外相と外務省内の対韓強硬姿勢に対して強力な指導力を発揮し、「久保田発言」および「対韓請求権」の主張を撤回したとして、岸の政治力に積極的な評価を下している。なお、岸が請求権問題において譲歩した背景は、日韓間漁業問題の解決と、日米安保条約改定をめぐる行き詰まった対米関係の回復のための布石にあったとする。

一方、高崎（1996：77-80）は李の見解とは異なり、藤山外相の対韓認識が強硬だったことに加え、自民党内における岸の発言力が脆弱だったため、岸の試みた日本の一方的な対韓譲歩は成し遂げられなかった、と論じている。だが、岸の融和的な対韓認識が日本の「対韓請求権」の主張撤回を可能にした、という評価については李と同様である。

さらに、これらの研究は、中断期における日本の「対韓請求権」の主張撤回は、当初の対韓戦略より大きく譲歩した政策的大転換であり、これにより1960年代の後期会談は、中断期をはさむ50年代の初期会談とは異なる様子で展開されたとする「断絶史観」に基づいている。この中断期を前後として、日韓間請求権交渉の争点が大きく異なっていたことは否めない。確かに、1957年12月に日本の「久保田発言」および「対韓請求権」主張の撤回により日韓会談は再開された。そして、その後の日韓間請求権交渉は、請求権の金額や名目をめぐ

(1) 太田修（2003）『日韓交渉—請求権問題の研究』；高崎宗司（1996）『検証日韓会談』；山本剛士（1978）『日韓関係—協力と対立の交渉史』；吉澤文寿（2005）『戦後日韓関係—国交正常化交渉をめぐる』；李庭植著、小此木政夫・吉田博司訳（1989）『戦後日韓関係史』；이원덕 [李元徳]（1996）『한일 과거처리의 원점 [韓日過去史処理の原点]』。

る具体的な議論によって大きく進展した。これを見る限り、日韓間請求権問題に関する日本政府の当初の政策論理および政策方針は、中断期を期にして大幅に修正されたようにも受け止められる。

しかし、1950年代と60年代の日韓間交渉の争点が異なっていたことが、日韓会談や日本政府の対韓政策の「断絶性」を意味しているという議論には疑問が残る。中断期以降の日韓会談の展開や、1965年の経済協力方式による請求権問題の妥結過程で見られる日本政府の論理的、政策的動向は、当初のそれと類似していたからである。

近年、日韓両国における日韓会談関連外交文書の公開に伴い、中断期に関する実証性の高い研究が登場してきた⁽²⁾。その代表的なものとして、日韓会談再開をめぐる日韓米三国間交渉に焦点を当てた李東俊の研究(2011)と、対日政策における韓国政府の内在的思考を解明した張博珍(2009)、朴鎮希(2008)の研究が挙げられる。これらの研究の大きな貢献は、従来の「断絶史観」に修正を加え、中断期における日韓米の水面下交渉および韓国政府の対日政策を、1960年代の日韓交渉との「連続性」の上で論じた点にある。しかし、依然として日本の対韓政策転換における政治家や米国の役割が強調され、「対韓請求権」主張撤回をめぐる日本政府内の議論は不説明のままである。

概して、現在までの先行研究においては、「対韓請求権」主張撤回に至るまでの日本政府内の様々な意思調整過程や、その過程における日本の初期対韓政策の連続と変容に目が向けられておらず、日韓会談関連研究における研究上の空白をなしている。

本稿は、こうした先行研究の成果と限界を踏まえつつ、豊富な一次史料に基

(2) 李東俊(2001)「日韓請求権交渉と「米国解釈」—会談「空白期」を中心にして」; 박진희 [朴鎮希](2008)『한일회담: 제1공화국의 대일정책과 한일회담의 전개과정 [韓日会談: 第一共和国の対日政策と韓日会談の展開過程]』; 장박진 [張博珍](2009)『식민지관계 청산은 왜 이루어질 수 없었는가: 한일회담이라는 역설 [植民地關係清算はなぜ成し遂げられなかったのか: 韓日会談という逆説]』。

づいた実証的分析を通じて、会談中断期に日本の「対韓請求権」が主張撤回に至るまでの、日本政府内の政策決定過程を解明する。日本にとってその撤回は、従来の対韓政策案と「断絶」した政策の大転換を意味するのか、それとも、従来の論理を含蓄した「連続」的な発想に基づいているのかを明らかにすることが、本稿の目的である。

この過程で、本稿は特に外務省の動向に注目する。すなわち、同省の従来の案が、駐日韓国代表部および米國務省との間の水面下交渉の中で、そして日本政府内の議論において、どのように位置づけていくのかを立体的に検討する。また、対韓請求権の主張が撤回に至る過程で、外務省と各政権との間の対韓認識の異同が、米国の動向とどう連動しながら、いかなる影響を与えたかを考察する。

したがって、本稿の構成は以下ようになる。第1節では、日韓会談請求権問題における日本の初期戦略を、本研究における新しい視座に立って概説する。第2節では、会談決裂直後、外務省が国内の対韓強硬論を意識しつつ、日韓問題に関する米国の仲介をいかに受け入れたのかを再検討する。第3節では、対韓政策における外務省と鳩山政権の認識が亀裂を深める中、外務省が日本に有利な米国の仲裁を確保していく過程を解明する。第4節においては、「対韓請求権」主張撤回をめぐる日韓間および日本政府内の意見調整が、岸と外務省事務官僚の対韓認識の下で、いかなる含蓄をもって決着するのかを明らかにする。

第1節 1950年代初期、日本政府の対韓請求権交渉戦略

1945年8月、日本の敗戦に伴い、朝鮮に居住していた日本人は本国へ引揚げさせられた。同年12月に在韓米軍政庁は、日本が残した国公有資産のみならず日本人引揚者の私有財産をも含めた旧日本財産（以下、在韓日本財産）を、軍政令第33号（以下、命令33号）により没収し、その後韓国政府へ移譲した。

これに対し日本政府は、第1次日韓会談開始前から、在韓日本財産の韓国への帰属に関する一連の措置を否定し、その財産の返還（以下、対韓請求権）を

主張するための法的論理を形成した⁽³⁾。日本の「対韓請求権」主張の論理は朝鮮統治を正当化する論理と結びつき、これは日本政府内の各省庁間で共通していた。

外務省は、「日本の朝鮮統治は搾取ではなくむしろ同地域の近代化に貢献したとし、「在韓日本財産の措置は苛酷」であると批判した。大蔵省は、「朝鮮内での日本人による活動は正常な経済・文化活動」であり、「朝鮮に対する日本からの援助は差引プラス」であると主張した。朝鮮総督府終戦事務処理本部は、「朝鮮内の日本の工場設備などが代償なくして朝鮮人に搾取される」と非難した（高崎、1996：5-10）。

要するに、「過去の植民地支配は合法的なものであるので、日本の朝鮮統治に対する賠償義務はない。朝鮮の独立は日本の敗戦の結果生じ、日本と韓国は戦争状態ではなかったので、韓国は日本に戦争賠償を要求することが出来ない。むしろ日本は、日本人引揚者が朝鮮に残した財産に対する返還を求める権利がある」というのが、日韓間請求権問題に対する日本政府の基本的な考え方であった⁽⁴⁾。

日本は1952年2月に開始した第1次日韓会談において、「対韓請求権」を正式に提起した。このことが日韓間の激しい法律論争を引き起こした。日韓間法律論争の最大の争点は、日本の「対韓請求権」主張の法的根拠を問う点にあった。特に、命令33号による在韓日本財産処理の効力を、対日講和条約第4条⁽⁵⁾

-
- (3) 日本の法的論理及びその形成過程については、金恩貞の論文（2013）を参照。
- (4) 外、管、経「朝鮮における債務の処理について『序』」1949年3月、情報公開法に基づく日本外務省開示文書（以下、外務省文書）、2006-588（請求番号）-1559（文書番号）。以下、日韓会談関連日本外務省文書は同じ要領で表記する。
- (5) 対日講和条約第4条は（a）、（b）、（c）項からなっているが、特に日韓間法律論争の的となる部分は以下の（a）と（b）項である。「第四条（a）日本国及びその国民の請求権で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びその住民に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。（b）日本国は、合衆国軍政府に

の枠内でいかに解釈するかに絞られた。

日本の主張は、命令33号は在韓日本財産の没収を意味せず、日本の原所有者は国際法上財産の最終処分権を持つ。韓国政府が処分した日本財産の売却代金などの日本への返還は、講和条約第4条 (a) 項で定められた日韓両国間外交交渉で取極める、といったものがあった。これに対して韓国は、在韓日本財産は命令33号によって没収され、日本は講和条約第4条 (b) 項でこれを承認したので、日韓交渉の対象となるのは韓国の対日請求権のみである、と主張した⁽⁶⁾。そして韓国は、日本が在韓日本財産問題に触れることすらタブーとし、日本側の法理論の上に立った説明や討議を全面的に拒否した⁽⁷⁾。

こうした日韓間法律論争のあげく、第1次会談はわずか2カ月で決裂してしまった。その後、請求権問題における韓国側の一貫した要求は、日本の「対韓請求権」主張の撤回であった。

一方、日本外務省は、第1次会談が決裂した直後から法律論争の限界を認識し、請求権問題に関する実質的な解決案を模索し始めた。そして、「法理論を棚上げ」し、日韓両国の請求権を「相互放棄」した上で、韓国へ「若干の支払い」を認める案を構想した⁽⁸⁾。ところが、こうした外務省の構想に大蔵省は反対を示した。大蔵省は、従来の法的論理に固執するとともに、日韓相互に相手国の請求権を差し引き「相殺」し、どちらかがその差額を返還することを主張

より又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する（筆者抜粋）。(a) 項によれば、命令33号により没収され韓国政府へ委譲された在韓日本財産は、日韓二国間の交渉によりその最終的処分を取極めることができる。しかし (b) 項によれば、日本は、在韓日本財産処理に関する命令33号の効力を対日講和条約によって最終的に認めたことになる。すなわち、(a) 項は日本の対韓請求権主張の法的根拠とされ、(b) 項は在韓日本財産に対する日本の財産権が消滅したという韓国の主張を支えることになる。

- (6) 在韓日本財産の処理をめぐる日本及び韓国の法的論理の要旨は、外務省文書で散見されるが、これらをまとめたものとしては金 (2013) を参照。
- (7) 亜二「請求権問題の討議再開を本会議に提議することについて」1952年3月18日、外務省文書、2006-588-543。
- (8) 「請求権問題折衝要領案骨子」外務省文書、2006-588-655。

した。大蔵省は特に、国家による「相互放棄」は、引揚者私有財産に対する国家の補償義務を誘発する上、その財政的負担も莫大であると主張していた⁽⁹⁾。

ここで指摘しておきたいのは、日韓間請求権問題に対する大蔵省と外務省の認識は根本的に対立していたのではなく、解決方式をめぐる両省の見解に相違があった、ということである。すなわち、大蔵省は、請求権問題がもたらす財政悪化を回避するため、専ら財政的措置を必要とする解決方式には反対していた。これに対し外務省内では、韓国との関係改善が現実的な対外政策上必要であり、韓国との会談を妥結するためには、従来の日本の主張を再検討する必要がある、という考え方が支配的だった⁽¹⁰⁾。

その後、対韓請求権交渉案は、日本政府の中で対韓交渉におけるイニシアティブを確保した外務省の案に収斂された。この過程で外務省は、従来の法的論理を放棄することではなく、それを正面に出さないことという意味で「法理論を棚上げ」し、日本の「対韓請求権」を認めた上で、日韓間請求権の細かい議論を避け相互に放棄し合い、賠償や請求権としての性格ではなく、経済協力などで解決する形で韓国への「支払い」を行う、という主張を一貫して展開した⁽¹¹⁾。

1953年10月6日に開始した第3次会談において、日本は韓国に対し、「法理論を強調せず請求権を相互に放棄」することを主張した。だが韓国は、「日本は依然として対韓請求権を主張しており、これは旧朝鮮統治及びその時代の不公正な経済環境の下で形成された財産を正当化する、反省なき歴史認識に起因」すると批判し、日本が「対韓請求権」主張を放棄するよう求めた⁽¹²⁾。

(9) 「朝鮮関係懸案例」1952年8月21日、外務省文書、2006-588-1042。

(10) 西沢「日韓請求権問題省内打合せ」1952年7月21日、外務省文書、2006-588-656。

(11) 「日韓会談再開の基本条件について」1953年1月23日、外務省文書、2006-588-1045。

(12) 정무과 「1-3. 제 2 차, 1953.10.13」大韓民国外務部外交文書（以下、韓国外交文書）、95（登録番号）『제 3 차 한일 회담 (1953.10.6-21) 본회의 회의록 및 1-3 차 한일 회담 결렬 경위, 1953.10-12』。以下、日韓会談関連韓国外交文書は同じ要領で表

これに対し日本は、「対韓請求権」は放棄できないとしたのみならず、日韓会談主席代表である久保田貫一郎外務省参与が、「日本の旧朝鮮統治は朝鮮にとって有益なものであった」という旨を述べ（以下、久保田発言）、韓国側を刺激した⁽¹³⁾。久保田の発言は日韓間歴史論争を巻き起こした。韓国側代表団は、日本が「久保田発言」および「対韓請求権」主張を公式に撤回しない限り会談は継続しないと述べ、本国へ引揚げた⁽¹⁴⁾。

第3次会談は、「久保田発言」により触発された日韓間攻防のあげく、約2週間という短期間で破綻した。その後日韓会談は約4年半の会談中断期を迎えた。

第2節 第3次会談決裂後の諸相

1. 久保田発言に対する日本政府内の認識

1953年10月21日に第3次日韓会談が決裂した直後、日韓両国では相手国に対する世論の攻勢が一機に噴出し、両政府間の非難声明も相次いだ。韓国内の反日世論は、「久保田の発言は韓国人に対する日本人の優越感を示す証拠であり、日本は侵略根性をいまだに清算できず、韓日併合を再現させることを狙っている、日本政府は過去の軍国主義と帝国主義を正当化しようとする久保田の発言を支持している」と非難した。

日本国内では、久保田代表の発言が不適切であると批判する野党議員もいたが、政府内の見解は「当り前のことを当り前にいっただけ」という、久保田発言に対する擁護論が支配的だった。また世論は、「韓国は財産問題とは直接関係のない問題について、殊更にいいがかり」をつけており、「これは韓国側の予定の計画のよう」であると韓国を非難した（高崎、1985：55-64）。

記する。

- (13) 久保田発言が出された経緯やこの発言をめぐる日韓攻防については、太田（2003：107-110）を参照。
- (14) アジア局第五課「日韓会談の経緯」1954年9月10日、外務省文書、2006-588-1068。

久保田は、自らの発言が会談決裂の直接的な原因となった状況でも、政府内で刺激的な発言を続けた。彼は、韓国の態度の根底には「日本により三十六年間あらゆる方面に害を被った朝鮮はフィリピン以上に賠償請求権があり、朝鮮のような被圧迫民族の解放と独立は第二次大戦後の最も高い国際法の新原則であるので、従属的な私有財産尊重原則も変更され、日本の財産は一切没収された」という考え方があると主張した。そして、韓国に対する経済報復を強めること、在日韓国人の中で北朝鮮志向の人は北朝鮮へ送還すること、李ライン問題を国際機関へ提訴し、米国の対韓圧迫を利用して韓国に嚴重対抗すること、などを唱えた。⁽¹⁵⁾

大蔵省は会談決裂直後、再び対韓強硬姿勢に転じた。韓国が相互放棄に反発し日本の対韓請求権そのものの放棄を主張していることに対し、大蔵省は「引揚者の在韓私有財産を国が放棄しそれを補償しないこととすれば、国会に対する説明は困難である」とし、相互放棄という表現すら反対であるとした。同省は、対日講和条約は日本と戦勝国との条約であるので、戦勝国ではない韓国に残した日本の財産を対日講和条約を根拠として放棄することはできない、と主張した。大蔵省はさらに、韓国との会談そのものにも疑問があると述べ、日韓関係の悪化を懸念しないような態度をとった。

こうした大蔵省の主張に対し、外務省は「政府が国民に代わって請求権を放棄した例はあり、請求権の放棄が直ちに引揚者在外財産に対する国家の法的義務を起すことはない」と反駁した。だが外務省は一応、国内で高まりつつある対韓強硬論を刺激せず、その動きを注視することにした。⁽¹⁶⁾

2. 会談再開のための米国の仲介

久保田発言をめぐって日本と韓国両政府が対立する中、駐日韓国代表部は会

(15) 久保田「日韓会談決裂善後対策」1953年10月26日、外務省文書、2006-588-1062。

(16) 亜二課「日韓の請求権相互放棄」1953年11月10日、外務省文書、2006-588-658。

談決裂直後、外務省に対し、米国の斡旋を受け入れて日韓間の協議を続けることを要請した。そして、李承晩大統領が日韓関係のさらなる悪化を憂慮し、両国が刺激的な措置を自制することを希望していると伝えた。外務省は、韓国側の退席によって会談が決裂したので、日本側から会談再開を持ちかけることは難しいとしつつも、会談再開の必要性には同意した⁽¹⁷⁾。

日韓会談開始前から米国の仲介を積極的に望んでいた韓国政府とは異なり、日本政府はそれを積極的に希望していなかった。米国の仲介で日本から譲歩を引き出そうとする韓国の意図に巻き込まれず、また米国の占領から独立した後も、日本が米国の干渉を受けているような印象を拭いさるためであった。外務省も、こうした日本政府内の認識に同調していた。日本政府の立場を考慮した米国は、当初日韓関係に対しては密かな調停役にとどまっていた。しかし第3次会談決裂直後、日韓二国間の直接協議による問題解決は極めて困難であると判断した外務省は、米国の仲介を公式に依頼することにした⁽¹⁸⁾。

岡崎勝男外相は、アリソン (John M. Allison) 駐日米国大使を通じて、日韓会談再開のための米国の仲介を正式に要請した。アリソンは、戦前からの日本通であり、占領期には国務省北東アジア課長としてダレス国務長官顧問とともに対日講和条約を担当していた。そして、1953年5月に新駐日大使として赴任してからは、日韓問題への積極的な介入意思を示していた。53年1月に成立した米国のアイゼンハワー政権と国務省もこの時期、日韓問題への「不介入」に固執していた従来の米国政府の政策を見直そうとしていた (李、1994: 171-172)。こうして米国は、日韓会談への公式的な仲介に乗り出した。米国は、会談再開前に日韓両国の見解を調整し、会談再開後にはオブザーバーとして日韓交渉⁽¹⁹⁾に出席することにした。

(17) 大江官房長「柳参事官と会談の件」1953年10月28日、外務省文書、2006-588-1705。

(18) 亜五課「朝鮮問題 (対朝鮮政策) 六、米国の斡旋とわが方の平和政策」1956年2月21日、外務省文書、2006-588-67。

(19) アジア局第五課「日韓会談の経緯 七、会談再開に関する米国のあつ旋」1955

米国の仲介はまず、駐日・駐韓米国大使館が取次いで本国政府の調整を受ける形式となった。1953年11月初旬、外務省は駐日米国大使館との協議を経て、「原則的に請求権を相互放棄し、恩給・未払給与等については支払う用意がある。韓国の漁業発達に協力する。会談再開に当って日本側代表の挨拶中に久保田発言に対する韓国の感情をやわらげる趣旨を盛り込む」という案を韓国側に示した。⁽²⁰⁾

これに対し韓国政府は、日本の釈明案は全体的に曖昧な表現であり、なお請求権の相互放棄は受け入れないと回答した。そして、駐韓米国大使館を通して、「日本は命令33号による在韓日本財産の処分を認め、対韓請求権主張を撤回するとともに、久保田発言を明確に打消す」という要求を含む、韓国側の釈明要求案を提示した。その後も、外務省と韓国代表部の間では、久保田発言をめぐる反論と説明が文書によって手交されたが、両者の主張の隔たりは大きかった。⁽²¹⁾

年1月31日、外務省文書、2005-588-481。

- (20) 亜二課「日韓関係」1954年1月11日、外務省文書、2006-588-1064。これについて韓国側の外交文書を検討した張は、第3次会談決裂直後の1953年12月頃、日本政府は「久保田発言」の撤回を示唆し、決裂した会談を打開するために、韓国側に書簡を送ったとしている。その具体的な日付は韓国側文書にも記されていないが、韓国が日本から受け取ったというメモはこれになる可能性が高い。張によれば、日本政府は早い段階から久保田発言の撤回を示唆したが、これが韓国側に受け入れられず会談再開につながらなかったとしている。その理由として、韓国側の究極的な目的が、歴史認識の反省の象徴とされる久保田発言の撤回そのものではなく、日本の対韓請求権主張撤回にあったとしている。すなわち、韓国は請求権問題に関する本来の目的を達成するための戦略の一環として、「久保田発言」と日本の歴史認識を問題視し会談を決裂させた、と張は論じている(장박진, 2009: 300-306)。
- (21) 정무과 [政務課]「2. 한일회담 재개를 위한 전제사항 [日韓会談再開のための前提事項] 1953.12.」韓國外交文書、95『제3차한일회담 [第3次日韓会談] (1953. 10.6-21) 본회의회의록 및 1-3차한일회담결렬경위 [本會議會議録および1-3次日韓会談決裂経緯], 1953.10-12』。これは、1953年12月30日付英文文書として、外務省と韓国代表部金溶植公使との間の交換文の形式となっている。

駐日米国大使館は、久保田発言に対する韓国側の態度が依然強硬なため事態の収拾に苦慮しているとし、「久保田の発言は日本政府の見解ではなく個人的な見解であり、日韓両国間の誤解を生んだこのような即座的で軽率な表現は議事録から削除し、再び論議として取上げてはいけない」ことを表明する仲介案を外務省へ提言した⁽²²⁾。

外務省は、米国の仲介案を内部検討した上で、「外務省としては米国の忠告があれば久保田発言の打消しについて考慮する用意」があるとした。だが、上記の内容は、国内の反対や将来の日韓交渉において日本を不利にする可能性がある⁽²³⁾とため、受け入れないとした。

米国大使館を通しての仲介では、それ以上の進展が見られず、国務省本省の直接仲介が必要とされた。ダレス (John F. Dulles) 米国務長官は、ワシントンにおける日韓両大使との協議を通じて日韓問題の仲介に動き出した。

1954年春から、井口貞夫日本大使と梁裕燦韓国大使は、それぞれの本国のドラフトや提案などを示して国務省と調整を進めた。そして両大使の間では、「久保田代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。それは日本政府の正式な見解を反映するものでなく撤回する」という表現で、久保田発言を撤回することが合意された。

これに加えて、日本の要求で「日本は平和条約を遵守する」という内容が盛り込まれた。これは将来実際の請求権問題解決において、日本が対日講和条約第4条に対する従来の法的論理を以て、韓国の主張を予め限定させるための工夫であった。こうした日本の意図を読んだ韓国は、日本が対韓請求権主張をはっきり撤回するよう求め続けた⁽²⁴⁾。

(22) 亜二課「久保田発言に関する件」1954年1月21日、外務省文書、2006-588-1675。

(23) 亜二課「久保田発言に関する件」1954年2月1日、外務省文書、2006-588-1675。

(24) アジア局第五課「日韓会談の経緯 八、井口・梁両大使の話合い」1955年1月31日、外務省文書、2006-588-481。

ところが、1954年5月頃に日本国内では、日本が日韓会談再開の条件として「久保田発言に対する陳謝、李ラインの承認、在韓財産に対する請求権の放棄」に合意したという報道があり、世論が沸騰した。⁽²⁵⁾

岡崎外相は早速外人記者会見を開き、久保田発言の撤回が会談再開の前提であるとしたが、対韓請求権主張の撤回に関する質問には言葉を濁しながら否定した。この記者会見の後、駐日韓国代表部は、会談再開のための前提条件は日本が久保田発言および対韓請求権主張をはっきりと撤回することであると声明した。こうした局面において、韓国との水面下交渉を進めていた中川融外務省アジア局長は、現在の日本政府内および世論の対韓認識の下では、韓国の要求を受け入れ難いと説いた。⁽²⁶⁾

一方外務省は、政府内で相互放棄案のみならず久保田発言の撤回にも反対していた大蔵省と協議し、以下の点を強調した。請求権相互放棄には日本の対韓請求権主張を認める含みがあるため、韓国がこの案を承認することは期待しえない。米国の介入疲れにより、むしろ日本の従来案さえ維持できない可能性がある。すでに韓国と米国の間で合意された久保田発言の撤回表明を変更することは困難である。むしろ、相互放棄より積極的な対韓交渉案が必要である。

これに対し大蔵省は、やむを得ない場合は相互放棄にし、久保田発言の中で適当ではない表現は撤回するが、請求権問題に触れている部分を含めてすべてを撤回することは依然反対であると述べた。そして、外務省が韓国へこれ以上の譲歩をすることを警戒した。⁽²⁷⁾

韓国の李大統領は、日本の対韓態度や米国の仲介に対する不満を露にした。李は、外交官である久保田の発言を「個人の見解」とする日本政府の釈明は不

(25) アジア局「日韓会談再開に関する大臣記者会見」1954年、外務省文書、2006-588-1065。

(26) 中川記「日韓問題に関し柳参事官と会談の件」1954年5月13日、外務省文書、2006-588-1706。

(27) 中川「日韓問題に関する大蔵省意見」1954年6月9日、外務省文書、2006-588-659。

十分であるとし、日本が久保田発言を公式に撤回するのみならず久保田の罷免を明確に行うことを要求した。加えて、当初から米国の仲介に期待をかけていた李は、米国の役割が韓国の意図に反していると判断し、「米国は侵略者の日本を優先している」と露骨に非難した⁽²⁸⁾。

1954年7月、韓米会談のために李大統領が訪米した。この際に国務省は、反日反米的な態度を強める李に対し、韓米協定および対韓援助を武器として、日本との関係改善を義務条項に加え日韓関係を促進するよう迫った。だが李は、こうした米国の圧力を最後まで拒否し、対日要求を曲げなかったため、韓米関係さえ悪化の一途を辿った⁽²⁹⁾。

その後、米国内では、米国が日韓問題の調停に失敗したという報道が流された。外務省は、これが国務省の調停役の断念につながることを憂慮したが、国務省は「現在話し合いが行われていないのみであり、米国が仲介役を放棄したことではない。日韓会談再開のため今後も努力を惜しまない」と伝えた⁽³⁰⁾。

ただし国務省は、日韓関係の現状が極東の安定に望ましくないと強調し、このような状況が続けば、日本の望むような請求権の相互放棄さえ約束できないと伝えた⁽³¹⁾。また、韓国としては会談再開の条件がまだ不十分であるという認識が強いので、日本が韓国の要求をもっと検討する必要があるとした。こうした国務省からの指摘に対し外務省は、韓国から「いかなるクレーム」が出されるかが問題であると述べた。だが国務省は、「日韓間の間隔は大きくない」とした上で、日本が対韓請求権主張撤回を表明すれば、その他については日本の

(28) 亜五課「韓国李大統領の反日的言明について」1954年6月29日、外務省文書、2006-588-1067。

(29) 「電信写 最近の韓国情勢に関する件」1954年9月30日、外務省文書、2006-588-1675。

(30) 「電信写 日韓会談再開に対する米国の調停失敗説に関する件」1954年7月13日、外務省文書、2006-588-1675。

(31) 「電信写 日韓関係においてヴァンフリート及びハル大将との会談の件」1954年7月30日、外務省文書、2006-588-1675。

希望に合わせて話をまとめるよう努力すると説得した。⁽³²⁾

しかし米国の仲介は、日本の久保田発言の撤回他の合意には失敗し、日韓関係をしばらく静観することにした。国務省およびアイゼンハワー政権の内部では、李を含む一部の韓国の政治家の対日感情の底には「日本帝国主義再現に対する恐怖心」があり、李が在職する限り日韓問題の解決は極めて悲観的であるという認識が強まった。⁽³³⁾

ここでみたように、外務省は第3次会談決裂直後、米国の仲介を公式に取り入れ、会談再開のための日韓米三国間の非公式討議を行った。その結果、会談決裂から約4ヶ月後の1954年2月の時点で一応、日本外務省、駐日韓国代表部、米国国務省の間では久保田発言の撤回が概ね合意された。しかし、会談再開の条件として韓国が最も重要視する対韓請求権主張撤回に関しては、日韓間のみならず日本政府内でも合意に至らず、これに対する米国の仲介も行き詰まっていた。

3. 対韓認識における吉田政権と外務省アジア局の温度差

1954年4月26日に開催されたジュネーブ会議は、朝鮮半島における南北分断の現状維持が現実的な平和策であるという「平和共存」を掲げ、朝鮮半島の分断状況を固定化した。

外務省アジア局は、ジュネーブ会議後、米国以外の西側諸国は朝鮮問題から手を引くことになるかと予想した。だが、韓国の存在そのものが自由陣営にとって無視できないことは確かであるので、請求権問題において日本が韓国へ支払うことや、引揚者国内補償問題の解決を急ぐことを覚悟してでも、会談妥結は迫られていると考えた。ただし、現在の国際状況の変化は、韓国の立場を厳しくしているのに対し、北朝鮮の国際的地位は従来に比して高まっていると判断し、こうした局面が日本に有利であると見ていた。そして、このような情勢が、

(32) 「電信写 李大統領の訪米に関する件」1954年7月30日、外務省文書、2006-588-1675。

(33) 「電信写 最近の韓国情勢に関する件」同前。

韓国国民の対日認識や対日世論改善の契機になると期待した⁽³⁴⁾。

他方、韓国国内においては、李大統領の独裁体制と政治的基盤が動揺し、野党の勢力が拡大していた。李政権は、ジュネーブ会議およびその後の国際情勢の変動が、韓国にとって利のない結果となったことに加え、国内情勢の変化にも危機感を持った。そして日韓関係の改善を急ぐべく、吉田茂首相が訪韓し李大統領と会談を行うことを密かに申し出た。韓国政府の吉田訪韓の試みは失敗に終わったが、韓国は日本との関係回復を持続的に望んでいた⁽³⁵⁾。

ところが、当時、吉田政権の対外政策方針において、日韓問題は日本の対外政策における重要な位置を占めていなかった。占領期から、吉田首相にとって、東アジア外交政策における最大の関心は中国問題であった。1952年4月28日、講和条約が発効すると、吉田は、対中国戦略の構築に積極的に動き出し「中国逆浸透」を構想するほど、中国問題に多大な関心を示していた。こうした吉田の中国戦略は、1954年に彼が政権を離れるまで継続した（井上正也、2010：79-83）⁽³⁶⁾。

ちょうどこの時期に起こった、久保田発言に起因する日韓関係の悪化に対し、吉田は関心を背けていた。吉田はダレス国務省長官に対し、日韓問題は時間が経てば解決できると述べ、むしろ日韓会談の冷却期間が必要であるという見解を示していた（張、2009：307）。

要するに、対韓問題における吉田政権と外務省アジア局の認識には一定の温度差が存在していた。対韓問題に対し積極的な関心を示していない吉田政権の下で、外務省の対韓交渉も限界を露呈したのである。

(34) 亜五課「対韓関係当面の対処方針（案）」1954年12月20日、外務省文書、2006-588-1070。

(35) 亜五課「李大統領による吉田首相訪韓招請工作説について」1954年10月8日、外務省文書、2006-588-1069。

(36) 講和条約発効後、吉田政権における「中国逆浸透」構想とその展開については、井上氏の論文（「吉田茂の中国『逆浸透』構想、2008年）が詳しい。

第3節 鳩山政権下の日韓関係と外務省の動向

1. 朝鮮半島情勢の変化と日韓間非公式接触

1954年12月10日、吉田政権に代わって鳩山政権が成立した。鳩山一郎首相は吉田政権の対韓政策を批判し、「必要であれば従来の日本の主張を撤回する容易がある」と述べ、行き詰まった日韓関係の改善を唱えた。鳩山は、李大統領に日韓首脳会談を提案するなど積極的な融和策を示した。鳩山政権に対する韓国の期待感は一気に高まった。

緊張していた日韓関係が緩和すると、中川外務省アジア局長と柳泰夏駐日代表部参事官の間では、会談再開のための非公式討議が行われた。中川と柳は、1954年春に井口駐米日本大使と梁駐米韓国大使との間で合意した「久保田発言撤回、平和条約の遵守」案を踏まえて討議を進めた。この際、中川は、個人的な見解と断った上で、日本の法的論理の限界を以下のように吐露した。

会談が未だに再開しない直接の原因は請求権問題に対する法理論的解釈の相違に集約されている。第1次会談における日本の法理論的主張は「相殺」という戦術を採用したが、今日この主張は韓国側のみならず日本の最もよき理解者である米国政府も納得せず韓国側に傾いている。またすでに処分済である在韓日本財産が返還される見通しは全くないのであるから、法理論の展開は実益がなくむしろ日本の真意が疑われ日韓会談の再開の支障となっているので、日本としては従来の法解釈を改めることが適当である。そして、外務大臣の談話として対日講和条約によって在韓日本財産⁽³⁷⁾に対する米軍の措置を承認することが必要である（引用者抜粋要約）。

中川アジア局長のこの発言は外務省内でもかなり大胆なものであって、その

(37) 中川局長「日韓関係の打開について」1955年1月21日、外務省文書、9056-588-1248。

後中川の言う通りに日本政府が従来の法的論理を修正したことはない。しかし、外務省内では、こうした発言が唱えられるほど、日韓会談の妥結を積極的に模索し、そのための様々な解決方法を柔軟に検討していたことは垣間見られる。

1955年1月は、中川と柳の実務者レベルの討議に加え、よりハイレベルにおける日韓問題の政治的解決を狙い、谷正之外務省顧問と金溶植駐日韓国代表部公使の間でも会談再開交渉が開始された。「谷・金会談」は、「絶対極秘裡に非公式」に討議することを前提とし、かなり踏み込んだ議論が行われた⁽³⁸⁾。

金は、日韓米三国の共同宣言による「日韓不可侵協定」の締結と、日本の「対韓請求権主張放棄」を要求した。これに対する谷の回答は、鳩山政権の対韓融和態度の下で前向きなものであった。

1955年2月、谷は「韓国の膨大な請求が日本の財政に負担であり、韓国側の態度いかん」ではあるが、「日本の請求権を放棄する考えがあり、韓国にある種は返還する用意がある」と述べ、対韓請求権主張の放棄に言及した。加えて、韓国の要求が適当であれば、講和条約第4条と命令33号に関する韓国の法的論理を承認する可能性があるとして。

これに対し金は、「韓国の請求権はレスティチューションの問題として日本が当然返すべきものであり、ギヴ・アンド・ティク⁽³⁹⁾の形にすることはできない」と述べ、相互放棄になることを警戒しつつも、韓国の対日請求権の対象は「恩給、俸給、日銀券」などに限定すると答えた。

先行研究においては、第3次会談決裂後しばらくの間、日韓両国の間では相互非難や感情的対立が続いたという論調が多い。しかし本節で明らかになったように、会談が決裂した直後から、日本、韓国、米国の三国間、そして日本と韓国の二国間では非公式討議が行われていた。

そして会談決裂4ヶ月後の1954年2月には日韓米間で久保田発言の撤回が合

(38) アジア局第五課「日韓会談の経緯（その二） 一、谷大使・金公使会談」1955年10月15日、外務省文書、2006-588-482。

(39) 「請求権問題処理要領案」1955年2月24日、外務省文書、9506-588-660。

意され、これは日本政府内でも公然のものとなっていた。さらに、国会や政府内の合意までには至らなかったが、55年2月に外務省は、鳩山政権の対韓積極姿勢に基づき、日本の対韓請求権主張の撤回に言及した。日本政府内で対韓請求権主張撤回が正式に合意されるまでには、それから2年半の月日を必要とするが、外務省内では撤回そのものが早くから検討されていたことは判る。

ただし、注意すべき点は、谷の述べた「対韓請求権主張撤回」の表明には、日本の一方的な請求権放棄ではなくその代償として韓国の譲歩も必要とする、という条件が付けられていたことである。これは、対韓請求権主張を撤回しても実質的には「相互放棄」とし、その上で「特定のものについては韓国へ支払い」を行うという、従来の外務省案そのものである。また、韓国側の法的論理を承認する可能性を示唆したが、これは従来の日本の法的論理を変化するという意味より、韓国の対日請求権の減額を前提とするのであれば、日本も厳格的な法的論理を持ち込まないという意味として解釈することが妥当であろう。

2. 鳩山政権の対北朝鮮接近に対する外務省の憂慮

1955年春、鳩山政権の対外政策方針が本格的に表面化した。1954年末から1955年にかけて、中国政府は対日「平和攻勢」の幕を開けた。中国はソ連との対日共同宣言を発表し、対日関係正常化の希望を表明した。また、日本国内で高まっていた日中貿易への関心と相まって、中国大陸の残留邦人引揚問題といった「人道問題」の協議を推進した。鳩山首相は、こうした中国の「平和攻勢」に対し、就任早々、共産主義国との国交外交を視野に入れた方針を打ち出した（井上、2010：108-111）。

中国とソ連の対日接近は、北朝鮮の対日姿勢にも影響した。戦後、北朝鮮の対日認識は韓国のそれと変わるものではなかった。日本を潜在的な帝国主義的侵略国家と規定し、むしろ韓国より露骨な警戒を表した。さらに、日韓会談が開始すると、韓国と日本の結合を強く懸念し、両国に対する敵対的な姿勢を強めていたのである。ところが、日韓会談が決裂し日韓関係が悪化していたことに加えて、ジュネーブ会議後の国際情勢の変化に乗じ、北朝鮮は従来の対日政

策を大幅に変化し対日平和攻勢を展開した（朴正鎮、2012：25-35）。

北朝鮮は、貿易と人道問題を用いる中国の対日接近のパターンを踏襲し、また、鳩山政権との接触と日本国内における朝鮮総連の活動を促進した。鳩山政権と北朝鮮との接近により、日韓関係は新たな局面を迎えた。

1955年2月に、「谷・金会談」が進んでいるかたわらで、鳩山政権が日本業者に北朝鮮とのバーター取引を許可したという説が流された。柳駐日韓国代表部参事官はさっそく中川アジア局長にその真相を尋ね、抗議した。

中川は、日本と共産圏との通商が制限内であればそれ自体は問題ないとし、鳩山政権の対共産圏外交については韓国に理解を求めた。その上、「韓国が反共の第一線で当面の敵である北朝鮮と対峙している際に、日本が韓国との関係回復を唱えながら、裏面で北朝鮮と通商することは韓国との信頼を損なう」ことであると述べ、日朝貿易説を一蹴した⁽⁴⁰⁾。

ところが、2月25日に北朝鮮は南日外相による特別声明を発表し、日朝交流に拍車をかけた。これに積極的に対応したのは、社会主義国家との交易の中心となっていた「日本国際貿易促進協会」であった。

同会は、当時日本国内で対中国貿易への関心が高まっていた雰囲気、対北朝鮮貿易にまで拡大しようとした。鳩山首相は、戦前北朝鮮に居住していた日本人の中で、北朝鮮に取り残された人たちの引揚げ問題を、日朝交流の際の最優先課題とした⁽⁴¹⁾。北朝鮮は、日朝貿易および残留日本人の引揚げ問題を日本国民に大きく訴え、対日接近を加速化した（朴正鎮、2012：184-185）。

鳩山首相は、同年3月24日の衆議院本会議において、「北鮮との間に近く何等かの話合が出来るかも知れぬ」と述べ、北朝鮮との接触を認めた。そのみならず、対韓請求権に関する国会答弁の際し、「在韓財産に関する請求権を放

(40) 中川記「北鮮とのバーター取引説に関し柳参事官申入の件」1955年2月17日、外務省文書、2006-588-1670。

(41) その後、日本赤十字と朝鮮赤十字の協議が進められた。1956年2月27日に両赤十字社間で「平壤協定」が結ばれ、同年4月に北朝鮮残留日本人36人が日本へ帰国した（吉澤、2005：92）。

棄した旨を述べたことはない」と答弁し、谷と金の間で合意された対韓請求権主張放棄を全面的に否定した。

鳩山政権に対する期待が高かっただけに、本政権の一貫性に欠ける対韓態度と対北朝鮮接近は韓国に大きな衝撃を与えた。そしてその直後には、同政権がすでに北朝鮮と貿易協定を密かに結び、貿易関係を開始しようとするのが発覚した。「谷・金会談」は3月26日に7回目の討議を最後に決裂し、日韓関係は急速に冷え込んだ⁽⁴²⁾。

韓国代表部の柳参事官は、「外務省の言うことは信用できるが他の関係者の言うことは信用できない」、「吉田内閣はアンチ韓国だったから言うことはむしろ一貫していた」と述べ、鳩山政権に対する不信感を強めた。

中川は柳に対し、「このような事態が韓国には誤解を与え」ているが、非公式討議は継続することが望ましいとした。だが柳は、李大統領が非公式討議の成果に疑問を呈しており、久保田発言と対韓請求権主張の撤回の他、日朝貿易協定の放棄をも会談再開の要件にしていると伝えた⁽⁴³⁾。

日本が「知日的」と評価していた兪鎮午元日韓会談韓国代表は、「鳩山は空っぽなゼスチュアさえ自ら否定し、請求権問題と漁業問題を取り替えようとする」という強い論調で日本を批判した。兪は、「過去の不法な韓日合併から受けた損害を賠償要求すれば韓国は二、三十億ドルのおつりがもらえる」と説き、請求権問題に関する現在までの議論を原点に戻すことを主張した。外務省は、兪の発言より、現在の韓国の反日世論および対日感情が吉田政権の時に比べてさらに悪化していると読み取り、今後の日韓間で起こりうる問題を憂慮した⁽⁴⁴⁾。

しかし、日朝関係に対する韓国の反発や外務省の懸念にもかかわらず、鳩山

(42) アジア局第五課「日韓会談の経緯（その二） 二、韓国政府の対日態度の悪化」1955年10月15日、外務省文書、2006-588-482。

(43) 中川記「日韓問題に関する柳参事官の内話」1955年4月11日、外務省文書、2006-588-1670。

(44) 亜五課「日韓会談韓国側元代表の言論に関する件」1955年5月12日、外務省文書、2006-588-1258。

首相は「二つの朝鮮」を認めると述べ、対韓関係より北朝鮮との関係への配慮を優先するような発言を続けた。米国は外務省に対し、「日本と北朝鮮との国交正常化交渉などの面白くないニュースの出所は、日韓関係の一層の悪化を図り自由陣営内にひびを入れようとする共産側の策動であろう」と忠告し、日本と北朝鮮の接近に歯止めをかけた。鳩山は、一応「北朝鮮との貿易は韓国との関係もあり踏み切れないでいる」と発表したが、韓国はこの発言の真意を疑った。⁽⁴⁵⁾

韓国政府にとって、北朝鮮と日本の接近は、韓国国内における政権の地位を低下させるのみならず、在日韓国朝鮮人社会における北朝鮮の優位を促進することになった。

この時期、日本国内においては、北朝鮮系の活動がより活発になった。戦後直後の1946年10月に、在日本朝鮮居留民団（以下、民団）が結成され、韓国を本国とする在日韓国人の権益のための運動を展開していた（崔永鎬、2011：246）。これに対抗していた北朝鮮指向の在日朝鮮人団体は、55年5月25日に「在日本朝鮮人総連合会（以下、朝鮮総連）」を結成し、朝鮮総連が正式に発足した。同年9月6日には、朴光澈朝鮮高等学校校長を代表とする「祖国訪問団」が香港経由で北朝鮮を訪問した（朴正鎮、2012：159-170）。

北朝鮮の金日成政権は、朝鮮総連を通じて在日朝鮮人への支援を積極的に展開した。それは在日韓国人にあまり興味を示していなかった韓国の李政権とは対照的でありただでさえ財政面や本国の関心度から劣勢におかれていた民団の活動は、さらに萎縮していった（崔永鎬、2011：251-253）。

1955年10月18日には、全員が社会党所属の衆議院議員で構成された「日本国会議員訪朝団」が平壤を訪問した。⁽⁴⁷⁾20日の帰国にあたっての記者会見では、

(45) アジア五「日韓関係に関する一米人の内話の件」1955年6月21日、外務省文書、2006-588-1676。

(46) 民団は、1946年10月の時点では「在日本朝鮮居留民団」で、48年10月には「在日本大韓民国居留民団」に改称し、94年4月に現在の「在日大韓民國民団」となった。

(47) 1955年は、日本国内で左右の社会党が合一されたタイミングで、社会党は日朝関係を主導するような立場にはなかった。60年代まで北朝鮮と最も接近し

「日朝国交正常化に関連した具体的な議論ができ、満足する」と表明するなど、日本国内における北朝鮮への関心を高めた。朝鮮総連内部には様々な意図と背景をもった政治勢力が存在し、政治的暗闘も起こっていた。だが、こうした朝鮮総連の動向や訪朝団の活動は、結局北朝鮮を祖国とする在日朝鮮人たちの政治活動を日本政府が許していたことを意味していた（朴正鎮、2012：189-191）。

外務省は、共産国家との関係回復を第一課題とした鳩山政権の対外政策には異存がなかった。ただし、「日朝関係については政治的見地より反対」であるとし、対韓関係を犠牲にしてまで北朝鮮との関係を推し進めようとする政権の態度には賛成しなかった。⁽⁴⁸⁾

重光外相も、韓国との国交打開に悪影響がある限り、日本は北朝鮮との交渉は考えていないと語った。中川アジア局長は、請求権放棄についてはしばらく触れず、とりあえず日本が韓国へ返還し得るものから非公式討議で取り決めておくとして、非公式チャンネルにおける韓国との接触を維持しようとした。⁽⁴⁹⁾ また、「鳩山政権は日韓関係に悪影響のある北朝鮮との関係を一切絶ち、北朝鮮とは何等関係を結ばない」と述べ、韓国側の疑念を晴らそうとした。⁽⁵⁰⁾

だが、鳩山政権の対北朝鮮接近は韓国政府に不信感を与えたまま、日韓関係は再び悪化した。

3. 漁業問題の拡大

韓国は、北朝鮮との関係改善を優先して日韓関係の悪化を傍観する日本政府に対し、再び漁業問題を以て圧迫し、李ライン内に立ち入った日本漁船拿捕の取り締まりを強化した。そして、1955年夏頃、韓国は、釜山抑留日本人漁夫の釈放を条件として、大村収容所に収容されている在日韓国人の日本国内釈放

ていたのは日本共産党で、社会党が表に出てくるのは70年代以降である。

(48) 「北鮮とのバーター取引説に関し柳参事官申入の件」同前。

(49) アジア局第五課「日韓会談の経緯（その二）二、韓国政府の対日態度の悪化」1955年10月15日、外務省文書、2006-588-482。

(50) 中川記「柳参事官と会談の件」1955年7月7日、外務省文書、2006-588-1670。

と日韓会談の全面再開を求めた。⁽⁵¹⁾

鳩山政権は、韓国と米国に対し、日韓問題解決の新しい突破口として日韓両国の抑留者相互釈放を検討することを言明した。日本政府内では外務省アジア局が、相互釈放問題を久保田発言撤回および請求権問題と関連付けて解決し、日韓問題を打開することを提案した。しかし法務省は、釜山の日本人漁夫と大村の韓国人収容者の問題は性質が異なるとし、また国内治安問題などを挙げ、相互釈放に反対していた。⁽⁵²⁾

会談は難航し、日韓漁業問題は、李ライン内での操業権問題のみならず、相互釈放問題という新しい懸案に発展していた。日本と韓国は、相互釈放問題をめぐって「人質外交」とも呼ばれるほど対立を極めた。

こうした中で、1955年11月半ばには、日本漁船に対する韓国軍の強硬な対応と日本側の激しい対抗のため、武力衝突寸前まで日韓の対立はエスカレートしていた。鳩山が李ライン問題の解決に武力を使用しないことを国内で言明し、最悪の事態は回避されたが、重光外相は李ライン問題をめぐる韓国との漁業紛争に対し、米国の強力な仲介を求めた（朴鎮希、2008：220-227）。

国務省は、漁業問題と請求権問題を連動させ、韓国と日本へ以下の仲介案を提示した。日本と韓国の請求権を「睨み合わせて放棄」し、李ライン内の日本の出漁船数を調整した上で、それに対する取り締まりは日韓双方あるいは米国海軍が行う、というものであった。

米国は、特に外務省に対しては、韓国の対日請求額は8億ないし10億ドルに及ぶと聞いていると伝えた上で、日本が優先する漁業問題を請求権問題と切り離して解決することは不可能であるので、日本が李ライン内での安全操業権確保の代償として、対韓請求権を放棄することはどうかと打診した。⁽⁵³⁾

(51) 「日韓問題に関する外務省の見解」1958年2月28日、外務省文書、2006-588-1534。

(52) アジア局第五課「日韓会談の経緯（その二） 四、国交調整問題の停頓」1955年10月15日、外務省文書、2006-588-482。

(53) 「日韓問題に関する日米韓の折衝（谷 重光 アリソン会談）」1956年3月、外

ここで、米国が外務省に、韓国の対日請求権の金額が「8億ないし10億ドル」であると伝えたことの意図は、対韓請求権問題に関する日本側の負担を低減する狙いがあったと考えられる。すなわち、韓国の対日請求権が従来の日本と米国の予想より低く、具体的な数字が出されたことで、日本が今後の対韓戦略を立てる上で参考となったのである。なお、「8億ないし10億ドル」の金額が、1965年の経済協力方式による請求権問題妥結の際の総額「8億ドル」に近似している点は興味深い⁽⁵⁴⁾。

外務省は、米国の仲介案は、韓国にとっては請求権の部分的相殺を意味し、日本にとっては李ライン内での制約を認めることになるので、この案では良い結果が出ないと述べた⁽⁵⁵⁾。

韓国の李大統領は、12月12日にソウル発AP通信との会見において、「米国務省内には韓国を犠牲にして日本を援助しようする一派があり、これが日韓関係に対する米国の調停を妨げて」と非難し、米国の仲介に対する不満を露骨に表した⁽⁵⁶⁾。

国務省の仲介案は、日韓双方から次々と拒否されていた。こうした状況が、ニューヨーク・タイムズ紙、ワシントン・ポスト紙などの米国内の新聞に報道された。ニューヨーク・タイムズ紙は、「李の発言には思慮の足りなさがあるが、日本の対韓政策にも柔軟性が不足」としていると批判した。しかし、現在の状況

務省文書、2006-588-1471。

(54) この時期の「8億ないし10億ドル」という金額の出所を示す史料は、管見の限り見当たらない。ただ、(註45)の史料には、駐日米国大使館の人が韓国から聞いた情報を外務省に伝えた、とする会談記録がある。この点、経済協力8億ドルの最初の起案者がだれなのかについてはまだ議論の余地がある。すなわち、本章で示唆したように李政権時代に韓国から提起されたのか、具体的には第5次会談の際の韓国の金裕澤が提案したのか、李鍾元の主張の通り1961年第6次会談の際の伊関アジア局長による「伊関試案」がその起源なのか(李鍾元、2009: 133)、ということである。

(55) 「電信写 日韓問題の件」1955年12月12日、外務省文書、2006-588-1676。

(56) 井口貞夫「日韓関係に関する新聞記事」1955年12月14日、外務省文書、2006-588-1676。

は日本に有利であり、李の本音も条件如何によっては交渉を再開することにあるので、米国政府は仲介を継続することが望ましいとも説いた⁽⁵⁷⁾。

その後、一応、日韓の間では抑留者相互釈放に関する具体的な議論が進んだ。だが法務省が依然、大村収容所から釈放された韓国人を、韓国へ送還せず日本国内に滞在させることを要求する韓国側の案に反対し、すべてを強制退去することに固執していた⁽⁵⁸⁾。

これに対し、韓国の李政権も、刑期を終えた日本漁民も釈放しないという強硬な方針で対応した⁽⁵⁹⁾。本問題は解決される気配もなく、抑留者問題は日本国内で大きな争点となっていた。国務省は当分、公式の仲介を自制する方針に回帰しつつあった（李鍾元、1994：177-178）。

4. 「52年覚書」の再解釈要求

外務省は、米国の仲介が結実しないことについて、以下のように状況を分析した。朝鮮戦争後、米韓関係が極めて微妙となり、韓国は対米外交に日本を意識的に利用し米国の対韓譲歩を引き出そうとする。すなわち、韓国は日本との関係回復より米国からのより多くの援助を得ることを狙っている。米国は、日韓間問題に対し内心日本の立場を合理的かつ公正なものと認めながらも、韓国の「自棄的な行動」をおそれざるを得ない限界にある、というものであった⁽⁶⁰⁾。

したがって外務省は、日本が先に米国の提案を受容し会談打開への糸口を開

(57) 「電信写 タイムズの日韓関係社説に関する件」1955年12月12日、外務省文書、2006-588-1676。

(58) 自民党外交調査会「日韓交渉に関する要領(案)」1956年4月16日、外務省文書、2006-588-1281。

(59) 경무대 아구과 [景武臺亞州課] 「1956년도 [1956年度]」韓国外交文書、99『제4차 한일 회담 예비교섭 [第4次日韓会谈予備交渉]、1956-58 (V.1) 경무대와 주일대표부 간의 교환공문 [景武臺と駐日代表部間の交換公文]、1956-57』1514頁。

(60) 亜五課「朝鮮問題(対朝鮮政策) 六、米国の斡旋とわが方の平和政策」1956年2月21日、外務省文書、2006-588-67。

く代わりに、命令33号による在韓日本財産処分の効力と対日講和条約第4条との関係について、1952年4月29日付の米国見解（以下、52年覚書）の再解釈を求めることにした。

「52年覚書」は、韓国政府の要請により出されたものであっただけに、請求権問題に対する韓国側の法的論理を支持しているような解釈になったというのが、外務省の認識であった。実際に、第3次会談の際の韓国による日本の対韓請求権主張放棄の要求は、この「52年覚書」に拠るところが大きかった。その所以、外務省は、今後また再現し得る韓国との法律論争に対処するため、今回は日本が先手を打って日本に有利な法解釈を確保することも一策であると考えたのである⁽⁶¹⁾。

「52年覚書」の再解釈要求は、重光外相によりアリソン駐日米大使に依頼された。そして、その回答は、「52年覚書」を詳述したものとして、1955年11月5日に、「日韓間の財産請求権解決に関する対日平和条約第四条の解釈に関する米国の見解の表明表」として、駐日米大使館を通じて外務省アジア局へ手交された⁽⁶²⁾。

この文書に関して、1955年11月5日の日付が入っている文書は管見のところ見当たらないが、これと同一の文書と推測できるものは外交文書の中に確認できる⁽⁶³⁾。なお、この文書に正式に日付が入れられるのは、1956年1月18日

-
- (61) 国務省覚書の解釈をめぐる日韓間の論争が本格的に展開されるのは、この会談第2次中断期後半である。韓国側が第3次会談の際に対韓請求権主張撤回を要求するにあたって、「52年覚書」に依存したことは確かである。しかしながら、「久保田発言」により触発された、日本の植民地主義をめぐる日韓間歴史論争のため、国務省覚書の解釈をめぐる論争はまだ起こっていなかった。この時期の「米国解釈」をめぐる日韓間論争を詳細に分析したものとして、李東俊の論文（2011）が詳しい。
- (62) 「日韓問題に関する日米韓の折衝（谷 重光 アリソン会談）」1956年3月、外務省文書、2006-588-1471；「五、全面会談決裂後の日韓関係」1955年、外務省文書、2006-588-1261。
- (63) Draft Statement of U.S. Position on Interpretation of Article 4 of the Japanese Peace Treaty with Respect to Korean-Japanese Claims Settlement」外務省文書、

である。⁽⁶⁴⁾ 李東俊 (2011: 64) は、これを根拠に「57年覚書」⁽⁶⁵⁾ が出された起点を1956年1月18日として見ているが、この文書がそれ以前から日本へ伝えられたことは間違いない。この文書は、その後、内容を少しずつ修正しながら1957年12月付の「平和条約第4条に対する米国の見解 (以下、57年覚書)」⁽⁶⁶⁾ に至る。

外務省は、同文書の解釈を何人かの国際法学者に依頼した。⁽⁶⁷⁾ 専門家たちの立論は一概ではなかったが、この文書が1952年4月29日付の米国見解を踏襲した上で日本の権利を否定していない、という結論に共通した。すなわち、同

2006-588-1471 ; 「(改訂仮訳) 日韓請求権解決に関し対日平和条約第四条の解釈に関するアメリカ合衆国政府の立場の表明案」外務省文書、同前。

- (64) 「Draft Statement of U.S. Position on Interpretation of Article 4 of the Japanese Peace Treaty with Respect to Korean-Japanese Claims Settlement」1956年1月18日 (1957.3.20作成)、外務省文書、2006-588-1592 ; 「(仮訳) 日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第四条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明」外務省文書、同前。
- (65) 「52年覚書」とは異なり、「57年覚書」という名称は、1957年12月30日に日韓会談再開妥結最終合意案の際に盛り込まれた日付を使った、象徴的な表現に過ぎない。述べたように、1955年11月に「日韓間の財産請求権解決に関する対日平和条約第四条の解釈に関する米国の見解の表明表」が出された以後も、講和条約第4条の解釈内容を少しずつ変更しながら、日本側に何回も提示され、「57年12月付覚書」に至る。しかし、米國務省の基本的な見解には変更がないので、これらを一括りにして「57年覚書」と表現する。
- (66) 外務省アジア局第一課「日韓会談における双方の主張及び問題点の附属資料」1958年1月20日、外務省文書2006-588-69。88-95枚目にある、1957年12月31日付の英文 (Embassy of the United States of America, Tokyo, December 31, 1957.) および和訳文 (アメリカ合衆国大使館 千九百五十七年十二月三十一日) を参照のこと。
- (67) 田岡良一「一九五二年四月二十九日付韓国大使宛の米國務省の通牒およびこれに付加されたる米國務省の注釈に対する考察」日付不明、外務省文書、2006-588-1593 ; 山下康雄「平和条約第四条の解釈—表明案に対する comment—」日付不明、外務省文書、2006-588-1593 ; 江川英文、高野雄一「サンフランシスコ平和条約第四条b項について」日付不明、外務省文書、2006-588-1593。

文書が日本の対韓請求権の消滅を言及した「52年覚書」の見解を再確認しつつも、本質的には「52年覚書」より日本に有利であるという見解である。その中で、日韓会談開始前から対韓請求権主張論理の基礎を提供した、名古屋大学の山下康雄教授の見解は次の通りである。

- ・この文書は、1952年4月29日付の米国見解の再録である。すなわち、国務省見解は、日本の対韓請求権が消滅したか否かを明らかにしていない。また、日本が韓国に補償を要求することも禁じていない。
- ・米国務省解釈は、相殺を認めている。日本側の請求権が韓国側の請求権を上まわる場合、日本側がその差額を請求できることを認めているとは受けとれないけれども、かような場合に、韓国に対し相殺を主張し、事実上請求権の相互放棄と同じ結果になる（引用者抜粋要約）⁽⁶⁸⁾。

当初の「山下報告書」の見解はこの際にも再確認されている。

こうした法学者たちの見解に基づいて、外務省は「日本の在韓財産に対する請求権は（b）項により無くなったが、（a）項にいう日韓間請求権処理のための特別取極において、在韓日本財産処分の実事が勘案できるという解釈であり、一般に請求権の相互放棄的な考え方を示唆しているものである⁽⁶⁹⁾」という結論に導いた。

要するに、韓国の対日請求権に関する講和条約の規定が十分な法律論を欠いていたため、今回の米国見解は、韓国の対日請求権も在韓日本財産の帰属によりある程度満足されたことをより明確にしたと解した。そして、在韓日本財産処分に関する効力を日韓間の特別取極に委ねる米国の考え方は、日本の相互放棄案を支持している⁽⁷⁰⁾と判断した。

(68) 山下康雄「平和条約第四条の解釈—表明案に対する comment—」日付不明、外務省文書、2006-588-1593。

(69) 「五、全面会談決裂後の日韓関係」1955年、外務省文書、2006-588-1261。

(70) アジア局第一課「日韓会談の経緯（その三）日韓問題に関する日米間の折衝」

ただし外務省は、今回の米国解釈もやはり韓国側の主張を完全に崩すものにはなり得ず、問題は、韓国がこの解釈を受諾するか否かに日韓交渉の成否を決すると指摘した。⁽⁷¹⁾

外務省は、当分同文書を公表することを控えるよう国務省へ要請した。そこには以下のような狙いがあった。まず、1952年と今次の二度にわたって出された米国見解の不完全さ故、韓国との法律論争に再び巻き込まれることを恐れていた。すなわち、対韓請求権主張の撤回が実質的な相互放棄となることに議論が収斂されるまで、韓国側を刺激しないためであった。

次に、国内補償問題との関連に注意を払っていた。外務省は、相互放棄により惹起されうる引揚者国内補償問題に対する国内の解決基準が決定するまで、時間が必要であるという計算があった。そして、引揚者の在外財産に対する補償問題が解決すれば、日本の従来の法的解釈を変更し在韓日本財産の喪失を認めることも可能である、とまで考えていた。⁽⁷²⁾

実際に、外務省は日本政府内において、引揚者への補償問題が大蔵省の言うような莫大な財政を要する問題ではないと説いていた。ヴェルサイユ条約やイタリア平和条約などの先例を挙げ、国内補償義務が規定されていても全額補償を行った例はなく、長期公債などの名目的な補償に留まったと述べた。そして、国内補償問題が在韓財産のみならず在外財産全般へ影響するため、国内における政治的負担は大きい⁽⁷³⁾が、在外財産処理促進に関連して本問題はこれ以上放置できないと唱えていた。外務省は、在外財産問題全般にある程度の解決方針が決定した時期が、日韓間相互放棄を提案する段階であると考えたのである。⁽⁷⁴⁾

1956年8月5日、外務省文書、2006-588-484。

(71) 「日韓問題に関する日米韓の折衝（谷 重光 アリソン会談）」1956年3月、外務省文書、2006-588-1471。

(72) アジア局「日韓関係打開方策について」1956年1月10日、外務省文書、2006-588-1265。

(73) 「対韓請求権問題の処理について」1955年12月8日、外務省文書、2006-588-1674。

(74) 「日韓会談議題の問題点 沢田大使説明資料（二）財産請求権問題」1956年5

このように、韓国との討議が空転する中で、外務省は、相互放棄を支持する国務省の見解を確保し、政府内においては引揚者国内補償問題の解決を促した。

次節では、外務省の対韓認識と、鳩山政権および岸政権の対韓認識との異同、またこれらと米国の動向がいかに連動しながら、外務省の当初の対韓戦略の含意をもった「対韓請求権主張撤回」に至るのか、に焦点を当てて検討する。

第4節 岸政権下の対韓請求権主張撤回

1. 日本と韓国における国内情勢の変化と外務省の情勢判断

停滞を続ける日韓関係に打開の兆しが見えたのは、両国における国内情勢の変化であった。まず韓国では、1956年5月15日の大統領・副大統領選挙の結果、与党による意思決定の独占に終止符が打たれた。与党の李承晩は大統領として三選を成し遂げたものの、副大統領には野党の張勉が当選した。

張の当選の背景には、経済の低迷に対する李政権への国民の不満があった。張は「韓国の当面する重要問題は、反日・反共よりもむしろ国内不安と貧困を除くこと」と唱え、経済改善の糸口を日韓関係打開に求め、李の従来の対日政策を強く批判した。張は副大統領当選直後、日本が対韓請求権を放棄しても韓国は無理な請求額を要求することはなく、請求権問題を経済協力方式として解決する用意がある、と日本側に伝えた。

日本政府は「張副大統領の親日的な態度への信頼から、より合理的かつ現実的な話合いの可能性が開かれる」とし、日本の懸念払拭に努める張の登場を歓迎した。李大統領は、韓国国内および対日関係における張の人気を懸念し、李政権の対日交渉力がこれ以上低下することを避けるため、対日政策の転換を図らざるを得なくなった。⁽⁷⁵⁾

月、外務省文書、2006-588-1287。

(75) 「対日接近を予想せしめる諸因」外務省文書、2006-588-687。

1956年夏、対日関係を回復しようとする韓国内の情勢変化に伴い、外務省と韓国代表部の間では非公式討議が再開した。韓国側は相変わらず、日本がまず久保田発言と対韓請求権主張を全面撤回するよう要求した。特に金公使は、「日本側の過去の日韓会談における財産権に対する主張を全部撤回し白紙に返すことにしたら」と述べ、対韓請求権主張撤回を迫った⁽⁷⁶⁾。

外務省として、久保田発言撤回については、日韓会談再開の場合には事前に久保田発言を撤回する声明を出す用意のある旨を従前より述べていたので問題はなかった。だが、財産請求権問題については、従来の日本政府の法律解釈を変更する問題とかがわっているため、「軽々に放棄声明を出す訳には行かない」と述べていた。

すなわち、対韓請求権撤回は、日本が従来の主張の非を自ら認める結果となり、さらに憲法第29条による国内補償問題を生じさせる、という説明であった。外務省は、講和条約第4条に対する「米国見解」を今後の交渉の基礎とし、会談の過程において日本は対韓請求権を主張しないが、日本の対韓請求権の放棄には韓国の対日請求権の加減も必要であるとした⁽⁷⁷⁾。しかし、鳩山政権の対韓認識に変化のない状況で、外務省は韓国との踏み込んだ議論ができず、ほぼ従来の立場を確認する程度に留まっていた。

足踏み状態だった日韓間討議は、1956年12月になると急速に進展した。鳩山の退陣によって成立した石橋湛山政権が対韓政策の変化を示唆した。外相となった岸信介が積極的な対韓関係改善を推進したためである。石橋首相が政権発足からわずか2ヶ月足らずで病気で倒れると、57年2月には岸が外相を兼任した首相となった。

岸首相は、早速韓国との対話を推し進めた。韓国は、岸の対韓関係改善の姿

(76) アジア局第一課「日韓会談の経緯（その三）日韓問題に関する日米間の折衝」1956年8月5日、外務省文書、2006-588-484。

(77) 「日韓問題について」1956年9月27日、外務省文書、2006-588-1290；この際に、韓国側が、後に「57年覚書」となる「52年覚書」の再解釈版の存在を知っていたかは確かではない。

勢が鳩山政権初期と同様、一時の政治的パフォーマンスではないかと疑念した。岸は李大統領に親書を送って関係改善意思を示し、李大統領も岸の積極的な姿勢に一応期待をかけた（金東祚、1993：113-117）。

岸の対韓関係改善の姿勢は、当時釜山に抑留されていた日本人漁夫の大部分が、岸の政治的基盤である山口県出身であったことと深く関連していた。こうした政治的背景をもった岸は、まず、釜山の抑留日本人漁夫と大村収容所の在日韓国人の相互釈放を目指し、日韓会談再開交渉を進めた。岸は、首相就任直後、韓国代表部の金公使との面談に当たり、「日韓両国が依然として国交未回復にある現状は残念である。従来⁽⁷⁸⁾の経緯に拘束せず日韓関係を打開したい」と述べた。そして、抑留者釈放問題を人道上の問題として、国交打開に先立ち解決することを希望した。

ただし岸は、抑留者問題を解決するためには、その糸口を請求権問題から模索しなければならないこと、引揚者国内補償問題の先決が必要であることに関して、外務省と同様の理解をもっていた。岸は、就任直後に「引揚者給付金支給法案」を提出し、1957年3月の国会で正式に成立させ（高崎、1996：77-78）、請求権問題解決のための国内における「地ならし」をした。

1956年夏以降、韓国内では李大統領の政治力が低下するとともに、対日認識が緩和されつつあった。これに加えて日本の岸は、従来⁽⁷⁸⁾の政権とは打って変わって首相自身が積極的な日韓関係改善の意思を示した。こうした情勢の変化は、停滞していた日韓関係に新しい風を吹き入れた。

2. 会談再開合意議事録作成における岸と外務省の認識

1957年5月から、韓国代表部と岸首相そして外務省の間では、会談再開合意議事録作成のための討議が始まった。これは、日韓会談再開を前提とした予備会談の性格を帯びるものであった。

岸は、前政権とは異なり、韓国側との非公式会議に直接出席し、日韓間諸懸

(78) 「岸大臣金公使会談の件」1957年1月10日、外務省文書、2006-588-682。

案の妥結に熱意を見せた。岸は、6月半ばの訪米前には会談再開の目途をつけることを目指していた。公使から昇格した金裕沢新任韓国代表部大使は、岸内閣でなければ日韓問題の解決は困難であると述べ、岸の積極的な対韓態度の下で諸懸案が解決されることを期待した⁽⁷⁹⁾。

まず、岸首相は金大使に対し、請求権問題に関する方針を以下のように述べた。日本が対韓請求権主張を放棄するのと同時に、韓国も対日請求権を捨てるとか相互放棄までは言わないが、考えてもらいたい。日本は、文化財、戦時中の未払い給料その他を払う。米国の解釈を期として、日本の従来主張を放棄する。米国の解釈で日本の対韓請求権主張が否定されてはいるが、韓国の対日請求権もそれほどはっきり書いていない、というものである⁽⁸⁰⁾。実質的な相互放棄を要求し、「個人請求」などに限った支払いを認めるという、岸の一連の発言は、従来の外務省の考え方と一致していることが窺える。

大野勝巳外務次官と金大使の間では、合意議事録へ挿入する字句をめぐる議論が行われた。金大使は、日本人漁夫釈放者の対象を「刑期を了した」人に限定すること、請求権問題については、相互放棄ではないことを岸首相がはっきり了解した上で、米国の覚書を受け入れることを主張した。具体的には、「米国解釈は相互放棄を意味しない、且つ韓国との請求権問題に誠意をもって討議する」という字句の挿入を求めた。

大野は、「刑期を了した」という字句の挿入は、李ラインを認めることになるので反対であるとした。対韓請求権主張放棄に関しては、韓国が米国解釈のうち自分に有利な部分を日本に約束させようとしていると批判し、「米国解釈を期として」という字句を入れるよう主張した。そして、米国の解釈は日本の対韓請求権の消滅を明言しているが、韓国の請求権についてもぼかしていると付け加えた。

また、大野は、請求権問題をめぐって、大蔵省を始め国内の意見調整が困難

(79) 「岸総理、金大使会談の件」1957年5月20日、外務省文書、2006-588-684。

(80) 「岸総理、金韓国大使会談要領」1957年6月7日、外務省文書、2006-588-684。

であることを伝えた。特に、請求権委員会には大蔵省側からも委員が出る予定であり、全面会談において大蔵省の反対が度を越える場合には大局的見地から大蔵省の翻意に努めるが、予備会談においてすら日本が譲歩したような印象を与えることは望ましくないとした。そうしたしこりを残したままで無理押しに全面会談に持込む場合は、大蔵省の反対を招くと説いた。そして、大蔵省や国内世論の反対を説得しえなくなると、これは韓国にとっても損であると述べた。⁽⁸¹⁾

しかし、金大使は、日本の請求権放棄は確実であり、合意議事録には、日本が韓国の請求権に対し「誠意を以て討議」するという字句を入れ、韓国の請求権のみを討議するとした。李ラインの撤廃を求める日本側の要求には、「李ライン問題を好意的に考慮」するという表現を盛り込むとした。⁽⁸²⁾

訪米を予定していた岸は、訪米前に日韓会談再開問題を早期に妥結すべく、韓国側の主張を相当受け入れた。岸は、李ラインを承認しないことを前提に、韓国側の主張とおりの「刑期を了して」の字句を挿入することにした。また、米国の解釈を期として対韓請求権主張を撤回するが、それは「相互放棄を意味しない」こと、日本は韓国の請求権に「誠意を以て討議する」ことを、議事録に挿入することを約した。⁽⁸³⁾

ところが、その後李大統領の指示により、韓国側は、「米国解釈は日本の対韓請求権主張撤回のみの基礎となり、日本の在韓日本人財産放棄は韓国の請求権とは全く関係がない」という一文の追加と、数箇所における更なる字句修正を要求した。李としては、「米国見解を前提として日本が誠意をもって討議する」という字句のみでは、「(日本の支払が) 100円ということで片付けられ

(81) 「大野次官・金裕沢大使と面談の件」1957年6月8日、外務省文書、2006-588-686。

(82) 「石井副総理と金大使、柳公使会談要旨」1957年6月10日、外務省文書、2006-588-685。

(83) 「岸総理、金大使会談要領」1957年6月11日、外務省文書、2006-588-684。

(84) 「韓国側再修正案に対する応対要領案」1957年6月25日、外務省文書、2006-588-1521。

る恐れ」がある、という不安が強かったのである。⁽⁸⁵⁾

字句の再修正をしたたかに要求していた李の態度により、合意議事録の作成をめぐる日韓間討議は、岸首相と外務省の思うようにはまともならない状態になった。ここで外務省は、韓国への譲歩を憂慮し、外務省と韓国との間の交渉の進め方に厳しい視線を注いでいた日本政府内の議論を意識し、李の字句修正要求を受け入れなかった。

特に、1957年7月10日に新外相になった藤山愛一郎は、これ以上の妥協を固く拒否した。韓国側は、米国見解を韓国に有利に導こうと米国側を説得したが、米国もこの線で会談再開に合意するよう勧告した。国務省は外務省に対して、「財産請求権問題に関する米国の見解に韓国が同意することに、李大統領がいかなる決断を下したかは不明だが、ある程度の進展は見た」とし、米国見解の再度の解釈はないことを示唆した。⁽⁸⁶⁾

外務省の予想外に強硬な反対と国務省の固い態度によって、李大統領の字句追記の目論見は成功せず、本格的な合意議事録作成に入った。そして、会談再開合意議事録（以下、口上書）は、最終的に1957年12月31日付で作成された。相互釈放問題⁽⁸⁷⁾をはじめ諸懸案に対する取極に合意した上で、1953年10月以来中断されていた日韓間公式かつ全面会談を1958年3月1日東京で再開することに合意した。その中の、日韓共同宣言の要旨は以下の通りである。

- ・日本政府が、戦前から日本に居住していた韓人で日本国の入国者収容所に収容されているものを釈放すると及び、韓国政府が、韓国の外国人収容所に収容されている日本人漁夫を送還し、かつ、戦後の韓人不法入国者の送

(85) アジア一課「総理訪米後の日韓交渉の経緯」1957年9月4日、外務省文書、2006-588-1522。

(86) 「電信写 米国の対韓国財産請求権問題に関する件」1957年11月14日、外務省文書、2006-588-1480。

(87) 「(仮訳) 日本国において収容されている韓人及び韓国において収容されている日本人漁夫に対する措置に関する日本国政府と大韓民国政府との間の了解覚書」外務省文書、2006-588-69。

還を受け入れる。

- ・日本国政府は、1953年10月15日に久保田貫一郎日本側首席代表が行い韓国側代表が抗議した発言を撤回する。
- ・1957年12月31日付の「日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第四条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明」を基礎として、1952年3月6日に日本国と大韓民国との間の会議において日本側代表が行った在韓財産に対する請求権主張をここに撤回する。
- ・その結果、日本と韓国との間の全面会談は、東京で1958年3月1日に再開される⁽⁸⁸⁾（引用者抜粋要約）。

この共同宣言の要旨は、韓国が会談再開の条件としていた日本の久保田発言および対韓請求権主張の撤回と、岸政権の課題の一つであった相互釈放問題解決を前提として、会談を再開することである。

問題は、韓国側が執拗に求めていた「米国解釈が韓国の請求権とは全く関係がない」という約束であった。これに対し藤山外相は、「韓国が米国見解によって不利な拘束をうけないように、米国見解を骨抜きにしようとする」と考えながらも、交渉の遅延を解消すべく別の口上書、すなわち、非公表を前提とした「合意議事録」を作成し、次のような内容を韓国に約束した。

財産請求権について、日本側は韓国の請求権については誠意をもって討議する。韓国は「米国の見解表明」の趣旨に同意であるが、それは、請求権の相互放棄を意味するものではない。

すなわち、日本は、米国の見解を基礎として対韓請求権の主張を撤回しているので、韓国側の請求権のみが存在し、韓国の請求権要求に対し誠意を以て討議する、というものである。

(88) 「共同発表」外務省文書、2006-588-69。

また、日本は、韓国側の莫大な要求に対しては米国の見解を援用して実際上対処できる訳だが、韓国が分断国家として合理的に要求出来るものについては、日本は支払をなす必要があるとした⁽⁸⁹⁾。これで、ようやく日韓の間では、日本の対韓請求権主張が公式に撤回され、第4次会談として会談が再開されることが合意された。

3. 日本国内論争の収束

会談再開のための合意議事録に関する日韓間討議が進む一方で、日本政府内では、日韓会談に関する関連各省庁間の意見調整が、外務省の舵取りで行われた。

外務省条約局からは、日本が対韓請求権主張を撤回する場合の、公債務承継について若干の問題提起があった。朝鮮半島の分断が現実となった状況の下で、請求権問題の実質的な解決をはかる際、公債務の処理が問題となった。

条約局は、地方的公債は韓国に承継されるが、韓国による公債務の継承は日韓の特殊なケースにより相当困難であると結論付けた。ただし、「これに関しては学説も別れ、国家間の実行もまちまちであり簡単ではなかった」とし、対韓請求権主張放棄の結果生じ得る、日本が負われるべき現実的な損を強調するための問題提起との考察に留まった⁽⁹⁰⁾。

(89) 「(日韓交渉) 一月六日次官会議における次官説明要旨」1958年、外務省文書、2006-588-1531。

(90) 条三「国家の部分的承継における公債務の問題―日韓問題について」1957年7月23日、外務省文書、2006-588-1594。条約局の立論は、旧大日本帝国(ママ)の領域の一部が分離され、そこに新独立国としての韓国が誕生したが、ここには国際法上という国家の部分的承継の問題が起っている、ことである。すなわち、私人間の債務・債権については、既得権の尊重という角度からその存続が一般にひろく認められていたが、公債務の継承をどう扱うべきかが問題であった。特に、日本の旧占領地域であった朝鮮半島が事実上韓国と北朝鮮という二つの国家と分離し、さらに国連及び米国の原則に従い日本が韓国のみを国家として承認する場合、問題は複雑となるのである。これに関する法的論理の詳細は、同同上に詳しい。

法務省は「法律の解釈は一つあって二つないが、外交交渉としては二つの解釈があって有利な方の解釈を採用して交渉をやったという説明もできる」と述べ、外交的な立場を理解した。そうならば、実際の交渉の際に、日本の請求権がなくなったことを考慮した上で、「韓国の請求権が零になり得る」と解しても良いのかと質した。

問題は、請求権問題に関する大蔵省の態度であった。大蔵省は「米国解釈が請求権相互放棄を意味しない」という字句は実質的な日本の譲歩であり、これがその他の発言をほとんど無意味にすると批判した。同省は、この字句は、日本だけが請求権を放棄し韓国の要求のみを認める結果となるので、これが今後の日韓会談においても長く後を引く問題となり、さらに他の対外交渉にも波及すると主張した。

これに対し、外務省は、まず韓国のような「類似のケースは他にない」と言い切った上で、米国の見解は「完全な相殺ではない。韓国の請求権を0（ママ）にはしない」ということを言っているだけだと答えた。

そして、外務省は、相互放棄の表明そのものはあまり重要ではなく、実際の正式会談において、日本としては実質的には相互放棄に近い主張をすることになり、この方針は変更しないと申明した。そして、韓国との論争は予想しているが、結局どの程度まで韓国の要求を落とせるのかが問題であると述べ、日本のみの一方的な譲歩はないとした⁽⁹¹⁾。

大蔵省は「韓国の請求権を値切るとは理論上可能」であるとし、外務省の説明に一応納得した。だが、対韓請求権の放棄を日本の発言ではなく韓国の発言とすること、すなわち、日本が自ら放棄したような印象を残さないことを要求した。もし日本の主張とするのであれば、せめて「直ちに相互放棄にしない」という趣旨を追記することを求めた。

外務省は、今になって字句を変更することは難しいとした。さらに、外務省

(91) 「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」1957年6月15日、外務省文書、9506-588-1519。

条約局は、「相殺とは双方の請求権の個々の内容を厳密に計算した上での処理であり、相互放棄とは双方の請求権の個々の内容を検討せずして双方が一度にぱっと請求権を棄てること」を意味すると、「相殺」と「相互放棄」の違いをまとめ上げた上で、大蔵省の主張する相殺方式が現実的に適切な解決方法ではないことを強調した。

これに加えて、外務省は、韓国が米国見解によって不利な拘束を受けないよう固執する理由は、要するに、韓国の請求額の取り分が少なくなることを心配しているからであると語った。言い換えれば、米国の解釈が日本にとっては都合がよく、日本が全面会談において相当強く主張し得るわけであるので、韓国はこれを外そうとしているのだと説いた。

外務省は、米国の表明は「実は良い時にこれが来たという感じ」であり、米国見解が日本に有利であると強調した。このような状況で、いわゆる正式会談が開催されこの会談が再び決裂すれば、これが国内に与える反響は甚大であると忠告した。日本がこれ以上日本に有利な環境を望むことは、むしろ米国と韓国を逆なでする結果につながるという趣旨である。

その後も日本政府内では、「日本がアジア外交を急ぐとしても、米国の見解が相互放棄を意味しないとまで降りてやるのは、外務省の運営に限界があるのではないか」という、外務省と岸政権の対外政策そのものを貶めるような批判が出された。全面会談ではない、非公式的な討議形式を問題視する指摘もあった。

外務省は、韓国内では日韓交渉をまとめようとする気運が高まっており、現在の交渉を全面会談と同様にみなして、ここで問題をこなして行けば良いとした。そして、韓国との交渉はこういう形式でやる以外に方法がないと断じた上で、日本政府内における意見調整を促した。

また、外務省は、日本政府内でこれ以上意見調整が遅れると、政治的な解決

(92) 「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」1957年7月1日、外務省文書、9506-588-1519。

を目指す政治家により、もっと大きな対韓譲歩が決断される恐れがあると指摘した。すなわち、「事務官僚が法律論ばかりやっけてはいつまで経っても話がまとまらない」という理由で、むしろ政治家が譲歩してしまう可能性を説いた。同省は、「日本にとって日韓交渉は外交の何パーセントかの問題であるが、韓国にとって対日交渉は外交の相当部分を占めている」と述べた上で、外務省としても、外交の全般を考慮しこれ以上韓国とは妥協しないと声明した。そして、合意議事録の字句の再修正を求める李大統領の要求を断固として拒否し、それ以上の対韓譲歩を控え、会談再開を推し進めた。⁽⁹³⁾

日韓会談再開のための「口上書」の最終案は、1957年12月30日に日本政府の閣議決定を経て、12月31日付で作成された。この「口上書」には、日本が「対韓請求権主張」を撤回した上で、1953年10月以来中断されていた日韓間公式かつ全面会談を、1958年3月1日に東京で再開することが合意された。⁽⁹⁴⁾

ここで見たように、対韓請求権主張撤回へと日本政府の見解が収斂される過程で、外務省は大蔵省を中心とする政府内の強硬論に対し、以下の点を強調した。第一に、対韓請求権主張放棄は実質的な相互放棄を含意している。第二に、日本の一方的な対韓請求権主張放棄であれ日韓間相互放棄であれ、問題は韓国の請求額を「零」にせず「いくらまで落とす」のかである。大蔵省は、こうした外務省の方針に最後までしこりを残したが、正式会談の際に請求額を交渉する余地を残すことで、「対韓請求権主張」の撤回表明に同意した。

(93) ア一課「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」1957年9月6日、外務省文書、2006-588-1523。

(94) 「在韓抑留日本人漁夫と在日収容韓人等の措置及び日韓間全面会談再開に関する日韓両国政府間取極並びに本件取極実施のためにとるべき措置についての閣議請議の件」1957年12月30日、外務省文書、2006-588-1527；「日韓関係調整に関する日本政府の見解」外務省文書、2006-588-1529。

むすびにかえて

本稿で明らかになったように、1953年10月に第3次会談が決裂した直後、外務省は、会談再開のため米国に仲介を要請するとともに、駐日韓国代表部との間でも非公式接触を断続的に行った。韓国は、会談再開のための前提条件として、日本の久保田発言および対韓請求権主張の撤回を要求した。中でも後者は、第1次会談決裂以降、韓国が日本に対し一貫して主張してきたものである。

外務省は、すでに、54年2月に久保田発言撤回、55年2月には対韓請求権主張の撤回について、韓国および米国との間で合意する。しかし、鳩山政権において北朝鮮を含む対共産圏外交が展開され、これに対する韓国の反発は強かった。鳩山政権における日韓間の対立は、従来の「久保田発言及び対韓請求権主張の撤回」合意さえ危うくさせ、日韓間討議はこれ以上進展せずむしろ悪化の一途を辿った。外務省は、鳩山政権の対共産圏外交に理解を示しつつも、対韓関係に悪影響を及ぼす対北朝鮮接近には反対した。対韓政策における鳩山政権と外務省の間の認識のずれが明らかとなった。そうした中で、外務省は一応米国务省との討議を通じて、韓国問題に対する有利な法解釈と米国の仲裁を確保していった。

1956年半ばに韓国の国内情勢が変化し、日韓会談をこれ以上決裂したままには出来ないという認識が生じた。この時期には、請求権問題の他、漁業問題や本問題から派生した抑留者相互釈放問題などが、日韓間の大きな争点として浮上していたが、これらも日韓会談再開を促した重要な要因となった。

こうした状況で、1956年12月に日本外交の全面に登場した岸元首相は、韓国との関係回復に積極的に乗り出した。岸と外務省は、請求権問題が先決されなければ他の懸案も解決できないこと、請求権問題解決の核心は日本が対韓請求権主張の撤回を表明し、引揚者国内補償問題の解決法案を整備することで、共通の見解を有した。他方、外務省は、請求権問題に対する政府内の強硬論に対しては、対韓請求権主張撤回を日本の一方的な放棄とせず、韓国の譲歩をも前提とした実質的な相互放棄とすることを一貫して主張し、韓国との会談再開

のために国内の同意を導き出した。

本稿では、会談第2次中断期に関する従来の研究において十分解明されてこなかった点を、以下のようにまとめ、日韓会談研究における新しい知見として提供する。

第一に、対韓請求権主張撤回に至るまでの日本政府内の政策決定過程において、請求権を実質的には「相互放棄」にし、「請求権の名目ではない形で韓国への支払を認める」という外務省の初期対韓戦略が、驚くほど貫かれていたことが判る。日本の対韓請求権主張撤回は、表面上は初期の対韓政策から政策的転換に見えるが、その含意は従来の対韓戦略の延長線上にあったのである。すなわち、中断期における日本の対韓政策の政策的転換はなかったといえよう。

第二に、米国の対日・対韓圧力や岸の政治的決断によって、日本の対韓請求権主張の撤回が可能となったという、従来の主張を見直すことが出来る。要するに、日本政府内において外務省の対韓認識は、米国の対韓戦略との連動の中でもっとも現実的な立場であったため、米國務省は外務省案を暗黙に支持していた。また、抑留者問題の解決を優先課題とする岸の対韓接近意図は、外交的な側面から韓国との関係回復を重視してきた外務省の対韓認識と若干のずれがあったものの、外務省は、岸の対韓請求権主張撤回という政治的決断に必要な政策的、理論的根拠を提供したといえよう。すなわち、日本の対韓請求権主張の撤回は、岸の対韓認識や米国圧力の産物ではなく、従来から外務省内で形成されていた対韓政策が、岸の政治的判断や米国の仲裁と連動した結果可能になった。

第三に、約4年半に及ぶ日韓会談中断期は、公式会談こそ中断していたものの、会談再開に向けた日韓米三国間の非公式討議は断続的に行われていた。そして、この非公式討議の過程を見る限り、日本と韓国は必ずしも対立に終始していたわけではなかった。こうした接触は、公式の外交チャンネルではなかったが、かといって、日韓両方とも本国の見解を無視した談合の場でもなかった。それぞれの本国政府の指令もしくは基本的な政策方針の下で、合理的な選択のための協議が行われた「非公開公式チャンネル」であったともいえよう。この

中断期は、日韓会談の断絶期ではなく、むしろ次なる第4次会談の予備交渉の性格を帯びていたのである。

こうした「非公開公式チャンネル」を通じた日韓間の協議は、1960年代においてはかえって日韓両国政権に好まれ、日韓間の重要な決定はここでなされたといっても過言ではない。その意味で、「非公開公式チャンネル」における日韓間の協議の展開を解明することは、従来の研究において「日韓間対立」という単純化された分析構図の穴を埋めるとともに、外交チャンネルの多様性を認識する上で示唆するところが多い。

参考文献

(日本語文献は五十音順、韓国文献は가나다順)

1. 日本語文献

【一次史料】

情報公開に基づく日本外務省開示文書（番号は開示請求番号）

2007年、2006-588

2008年、2006-588

2013年、9506-588

【単行本】

浅野豊美編著（2013）『戦後日本の賠償問題と東アジア地域再編』慈学社。

井上正也（2010）『日中国交正常化の政治史』名古屋大学出版会。

太田修（2003）『日韓交渉—請求権問題の研究』クレイン。

岸信介（1983）『岸信介回顧録—保守合同と安保改定』廣濟堂出版。

——・矢次一夫・伊藤隆（1981）『岸信介の回想』文藝春秋。

金東祚著・林建彦訳（1993）『韓日の和解—日韓交渉14年の記録』サイマル出版会。

高崎宗司（1996）『検証日韓会談』岩波新書。

朴正鎮（2012）『日朝冷戦構造の誕生 1945-1965—封印された外交史—』平凡社。

山下康雄（1949）『領土割譲の主要問題』有斐閣。

山本剛士（1978）『日韓関係—協力と対立の交渉史』教育社。

吉澤文寿（2005）『戦後日韓関係—国交正常化交渉をめぐる』クレイン。

李庭植著、小此木政夫・吉田博司訳（1989）、『戦後日韓関係史』中央公論社。

【公刊論文】

浅野豊美（2011）「サンフランシスコ講和条約と帝国清算過程としての日韓交渉」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ』法政大学出版社、55-94頁。

井上正也（2008）「吉田茂の中国『逆浸透』構想——対中国インテリジェンスをめぐる、1952年-1954年」『国際政治』151号、36-53頁。

太田修（2011）「二つの講和条約と初期日韓交渉における植民地主義」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ』法政大学出版社、21-54頁。

金恩貞（2013）「日韓国交正常化交渉における日本政府の政策論理の原点—『対韓請求権論理』の形成を中心に—」『国際政治』第172号、28-43頁。

高崎宗司（1985）「第三次日韓会談と『久保田発言』」『思想』。

張博珍（2011）「日韓会談における被害補償交渉の過程分析—賠償・請求権・経済協力方式の連続性—」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』法政大学出版社、21-52頁。

朴正鎮（2011）「日韓会談反対運動」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』法政大学出版社、261-290頁。

——（2011）「日韓会談と日朝関係；一九五〇～一九五九年」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』法政大学出版社、291-320頁。

山下康雄 (1952) 「在韓日本資産に対する請求權」『國際法外交雜誌』第51卷第5号、1-30頁。

李鍾元 (1994) 「韓日會談とアメリカ—『不介入政策』の成立を中心に」『國際政治』第105号、163-181頁。

李東俊 (2001) 「日韓請求權交渉と米國解釈—會談空白期を中心にして」李鍾元・木宮正史・淺野豊美編『歴史としての日韓國交正常化 I』法政大學出版局、53-82頁。

【未公刊論文】

趙胤修 (2008) 「日韓漁業の國際政治—海洋秩序の脱植民化と『國益』の調整—」東北大學法學研究科博士學位論文。

2. 韓國語文獻

【一次史料】

외교안보연구원 소장 한일회담외교문서 [外交安保研究所藏 韓日會談外交文書]

2005年1月・8月公開、分類番号723.1JA :

『한일회담 예비회담 (1951.10.20-12.4) 본회의 회의록, 제1차-10차, 1951』

『제1차 한일회담 (1952.2.15-4.21) 청구권분과위원회 회의록, 제1차-8차, 1952.2.20-4.1』

『제2차 한일회담 (1953.4.15-7.23) 청구권 위원회 회의록, 제1차-3차, 1953.5.11-6.15』

『제3차 한일회담, 본회의 회의록 및 1-3차 한일회담 결렬경위 (1953.10-12)』

『제3차 한일회담, 청구권 위원회 회의록, 제1-2차, 1953.10.9-15』

『제4차 한일회담 예비교섭, 1956-58 (V1. V2. V3)』

【單行本】

국민대학교 일본학연구소 편 [國民大學日本學研究所編] (2010) 『한일회담과

- 국제사회 : 외교문서 공개와 한일회담의 재조명 1 [韓日會談と国際社会 : 外交文書公開と韓日會談の再照明 1]] 선인 [ソンイン]。
 — — — (2010) 『의제로 본 한일회담 : 외교문서 공개와 한일회담의 재조명 2 [議題からみる韓日會談 : 外交文書公開と韓日會談の再照明 2]] 선인 [ソンイン]。
- 박진희 [朴鎭希] (2008) 『한일회담 : 제1공화국의 대일정책과 한일회담의 전개과정 [韓日會談 : 第一共和国の対日政策と韓日會談の展開過程]] 선인 [ソンイン]。
- 이원덕 [李元德] (1996) 『한일 과거처리의 원점 [韓日過去史處理の原点]] 서울대학교출판 [ソウル大学出版]。
- 장박진 [張博珍] (2009) 『식민지관계 청산은 왜 이루어질 수 없었는가 : 한일회담이라는 역설 [植民地關係清算はなぜ成し遂げられなかったのか : 韓日會談という逆説]] 논형 [ノンヒョン]。

【公刊論文】

- 조연수 [趙胤修] (2010) 「평화선과 한일 어업 협상 : 이승만 정권기의 해양질서를 둘러싼 한일간 마찰 [平和線と韓日漁業協商 : 李承晩政權期の海洋秩序をめぐる韓日間の摩擦]] 『의제로 본 한일회담 : 외교문서 공개와 한일회담의 재조명 2 [議題からみる韓日會談 : 外交文書公開と韓日會談の再照明 2]] 선인 [ソンイン]、421-445頁。

(付記) 本稿は平成25年度富士ゼロックス小林節太郎記念基金研究助成による研究成果の一部である。

(キム ウンジョン 神戸大学大学院法学研究科)